

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年5月13日(2010.5.13)

【公開番号】特開2008-253332(P2008-253332A)

【公開日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【年通号数】公開・登録公報2008-042

【出願番号】特願2007-95909(P2007-95909)

【国際特許分類】

A 4 7 C 7/38 (2006.01)

B 6 0 N 2/48 (2006.01)

【F I】

A 4 7 C 7/38

B 6 0 N 2/48

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

背凭シートに対して起立させた頭部支持状態と、該頭部支持状態から傾倒して格納状態とすることが可能なヘッドレストにおいて、

横軸部を有し、前記背凭シートの上部に装着された支持部材と、

該支持部材の横軸部と回動可能に係合されるヘッドレストフレームと、

該ヘッドレストフレームを一方側へ付勢するフレーム付勢手段と、

前記ヘッドレストフレームと前記支持部材との回動を阻止可能なロック手段と、

該ロック手段を操作し、前記ヘッドレストフレームの回動方向と異なる方向へ可動な操作杆と、

該操作杆を付勢する操作杆付勢手段と、

前記ヘッドレストフレームに回動可能に軸支されると共に前記操作杆と係合され、前記操作杆の可動により回動するラチェットと、

を備え、

前記操作杆付勢手段は、前記操作杆の可動方向に対して、前記ラチェット側へ所定角度をもって前記操作杆を付勢することを特徴とするヘッドレスト。

【請求項2】

前記ヘッドレストフレームの外周側には、カバー材が配設され、該カバー材の前記操作杆の配置位置には、前記操作杆の端部を延出可能に穴が形成され、該穴にはガーニッシュが配設され、該ガーニッシュから延出した前記操作杆の端部には、操作つまみが配設され、該操作つまみは、前記操作杆付勢手段の付勢方向で、前記ガーニッシュと最も近接するように構成されていることを特徴とする請求項1記載のヘッドレスト。

【請求項3】

前記ヘッドレストフレームには、少なくとも前記操作杆付勢手段の配設位置と反対側に前記操作杆に向けて内側に折り曲げられた舌片が、前記操作杆を挟んで形成され、該舌片が前記操作杆を案内していることを特徴とする請求項1又は2記載のヘッドレスト。

【請求項4】

前記請求項1乃至3のいずれか1項記載のヘッドレストを備えた車両用シート。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

前記課題は、請求項1に係るヘッドレストによれば、背凭シートに対して起立させた頭部支持状態と、該頭部支持状態から傾倒して格納状態とすることが可能なヘッドレストにおいて、横軸部を有し、前記背凭シートの上部に装着された支持部材と、該支持部材の横軸部と回動可能に係合されるヘッドレストフレームと、該ヘッドレストフレームを一方側へ付勢するフレーム付勢手段と、前記ヘッドレストフレームと前記支持部材との回動を阻止可能なロック手段と、該ロック手段を操作し、前記ヘッドレストフレームの回動方向と異なる方向へ可動な操作杆と、該操作杆を付勢する操作杆付勢手段と、前記ヘッドレストフレームに回動可能に軸支されると共に前記操作杆と係合され、前記操作杆の可動により回動するラチェットと、を備え、前記操作杆付勢手段は、前記操作杆の可動方向に対して、前記ラチェット側へ所定角度をもって前記操作杆を付勢すること、により解決される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記のように構成することで、操作杆付勢手段により、ヘッドレストフレームの回動方向と異なる方向へ可動な操作杆に対して一定の方向への力が加わり、この一定の方向への力により、操作杆の移動方向と異なる方向への動きが規制されて、操作杆のガタ付きを防止でき、異音（雑音）の発生を防止することができる。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記構成において、請求項2のように、前記ヘッドレストフレームの外周側には、カバー材が配設され、該カバー材の前記操作杆の配置位置には、前記操作杆の端部を延出可能に穴が形成され、該穴にはガーニッシュが配設され、該ガーニッシュから延出した前記操作杆の端部には、操作つまみが配設され、該操作つまみは、前記操作杆付勢手段の付勢方向で、前記ガーニッシュと最も近接するように構成されていると好適である。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

このように、操作杆付勢手段の付勢方向で、操作つまみとガーニッシュとが最も近接するように構成されていると、操作つまみとガーニッシュとの間の距離が最も近くなり、或いは当接して、走行中の揺れ等によって生じるガタ付きを防止することが可能となる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また上記構成において、請求項3のように、前記ヘッドレストフレームには、少なくとも前記操作杆付勢手段の配設位置と反対側に前記操作杆に向けて内側に折り曲げられた舌片が、前記操作杆を挟んで形成され、該舌片が前記操作杆を案内すると好適である。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

このように構成すると、操作杆付勢手段の配設位置側では、操作つまみとガーニッシュとの間の距離が最も近くなり、或いは当接し、他方側では操作杆が舌片に当接して案内される部分によって、位置が固定される。このため、走行中の揺れ等によって生じる操作杆のガタ付きを防止でき、異音や雑音の発生を予防することが可能となる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

前記課題は、請求項4に係る車両用シートによれば、前記請求項1乃至3のいずれか1項記載のヘッドレストを備えたことにより解決される。